

令和7年度第9回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年12月12日(金) 午前9時30分～午前10時55分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名全員)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
長尾 誠大、中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、
八木 学、安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(なし)

(3)事務局
森野局長・松永副参事・多田主幹・田中主査

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、全員出席で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

吉武 和子(よしたけ かずこ) 委員 及び、

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保中郷、有償移転です。

申請人は、東京都町田市内に居住する者です。

取得後の経営規模は17アールとなります。

議案第2号、仁保中郷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は903アールとなります。

議案第3号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は 279 アールとなります。

議案第4号、宮野上、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は40アールとなります。

議案第5号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は6,794アールとなります。

議案第6号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は6,841アールとなります。

議案第7号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は6,807アールとなります。

議案第8号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は20アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第10号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は6,816アールとなります。

議案第11号、阿知須、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1,534アールとなります。

議案第12号、徳地上村、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は13アールとなります。

議案第13号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、兵庫県明石市内に居住する者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第14号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第15号、阿東篠目、無償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第16号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は347アールとなります。

議案第17号、阿東生雲中、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は785アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第11号については、●●●●委員が利害関係者になりますので一度退出いただきます。

(事務局の誘導により委員退席)

会長

それでは、議案第11号について、委員の皆さんの意見を求めます。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で議案第11号に係る議案審議を終わり、採決に入ります。

只今審議しました議案第11号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第11号については、「許可」といたします。

それでは、議案第11号以外の議案について、審議を行いますので、●●●●委員の入室を求めます。

(事務局の誘導により委員入室)

会長

それでは、議案第11号を除く、農地法第3条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、議案第11号を除く、農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第11号を除く議案について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました、議案第11号を除く、農地法第3条に係る議案については、全て「許可」といたします。

会長

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、中尾、集団的に存在する第1種農地に、進入路、住宅敷地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、

山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図18ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、大内千坊五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第20号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備の資材搬入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年3月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第22号及び議案第23号については、同一事業者による同一事業につき一括でご説明します。

大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものに販売するものです。

議案第24号、大内御堀四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第25号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第26号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、貸店舗を建築し法人に貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

また、申請地は、令和7年3月に農地法の許可を得ることなく許可済地の周辺を盛土工事したのですが、川西地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第27号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第28号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第29号、徳地堀、公共施設から近距離にある第3種農地に、自宅進入路を拡幅するものです。

なお、申請地の一部は、平成23年に農地法の許可を得ることなく自宅への進入路を拡幅したのですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第30号、阿東篠目、公共施設から近距離にある第3種農地に、駐車場及び浄化槽を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容

を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。
い。

議案第31号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。申請人は市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年3月19日付で、貸店舗及び駐車場を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、来客者の利便性を考慮し店舗敷地面積を広くする必要が生じたため、計画の所要面積と工事期間の変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第32号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計107筆 221,481㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。

議案第33号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおり、除外が3筆、1,710.39㎡、用途変更が3筆、2,156.80㎡、でございます。

ご審議よろしくお願いいいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口

市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図29ページ以降を御覧ください。

議案第34号、川西地区1件につきましては、取り下げとなりました。
議案第35号から議案第37号について、一括で説明いたします。
徳地地区1件、阿東地区2件の議案です。

いずれも、登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

A 委員

議案第34号の取下げ理由について、地区協議会で審議して、証明が出せないとの判断になったので取り下げたんですか。

事務局

川西地区協議会では、現況が荒廃しているかどうか、また平成30年に農地法第3条許可により、申請者が対象農地を取得していることを踏まえ、荒廃後10年以上を経過しているかどうかという点から審議を行い、地区協議会としては証明を発行する要件を満たさないと判断されました。この結果を申請者にお伝えしたところ、申請を取り下げるとの意向を示されたものです。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、いずれも現況証明を発行することといたします。
以上で本日の議案審議はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。
また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。
報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何

かございますか。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年12月12日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 吉武 和子

署名委員 伊藤 良一

記 録 者 田中 一平